

オープンカウンター方式実施要領（印刷物）（試行）

（趣旨）

第1条 この要領は、福島県（以下「県」という。）がオープンカウンター方式により印刷物の見積合わせを行う場合の取扱いについて、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「規則」という。）、福島県電子見積運用基準（印刷物）（試行）（令和6年8月1日施行。以下「運用基準（試行）」といふ。）、その他法令等に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領においてオープンカウンター方式とは、印刷物の見積合わせにおいて見積りの相手方を特定せず、見積合わせへの参加を希望する業者からの見積書により、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象となる印刷物）

第3条 この要領の対象となる印刷物は、1件の調達案件に係る予定価格が、規則第267条に定める随意契約ができる限度額以下で、電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して調達する印刷物とする。

（対象外となる印刷物）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本要領の対象外とすることができます。

- (1) 1件の調達案件に係る予定価格（以下「予定価格」という。）が10万円未満のとき。
- (2) 見本品を確認しなければ見積りができないとき。
- (3) 納入期限までの期間が短く、一定の見積期間が確保できないとき。
- (4) オープンカウンター方式による見積合わせを行ったが、見積参加者が無い又は予定価格に達した見積者がいなかったとき。
- (5) 規則第269条第2項に該当する物品調達等をするとき。
- (6) 物品等調達における優先選定等実施要綱第4条に基づき、随意契約において優先的な取扱いを行うとき。
- (7) 第1号から第6号に該当する場合以外で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に基づき随意契約を締結しようとするとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、県がオープンカウンター方式による調達が不適当であると判断したとき。

（参加資格）

第5条 オープンカウンター方式対象案件に参加できる者は、運用基準（試行）第7(1)から(3)まで及び(5)並びに福島県内に本店を有し、かつ、自社の印刷設備で製造する者とする。

(印刷設備保有状況の報告)

第6条 オープンカウンター方式の対象案件に参加しようとする者は、印刷設備保有状況報告（第1号様式）を見積書受付期限日時までに持参、ファクシミリ又はメールにより県に報告するものとする。ただし、当該年度において印刷設備保有状況を報告したことのある者は、この限りでない。

2 印刷設備保有状況を報告後、内容に変更が生じた場合は、変更後最初に参加するオープンカウンター方式対象案件の見積書受付期限日時までに変更後の印刷設備保有状況を報告するものとする。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

第1号様式

印刷設備保有状況報告

年　月　日

福島県知事

住　　所

商号又は名称

代表者職・氏名

福島県が実施するオープンカウンター方式による印刷物の調達において、「自社の印刷設備で製造する者」との参加資格が付された場合、当社印刷設備の保有状況は以下のとおりであり、全て当社で製造することを報告します。

機器名	機種・規格等	数量
組版機 入力機		
製版機 刷版機		
印刷機		
製本機 その他		